

京都市告示第6号

市税に係る納入の通知書の様式を定めたため、京都市会計規則第27条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

	名 称	事 項
1	税額変更通知書	京都市市税条例（以下「市税条例」という。）第4条第2項（市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税に係るものを除く。）関係
2	更正・決定通知書	市税条例第4条第4項関係
3	市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書	市税条例第4条第2項（個人の市民税に係るものに限る。）、第30条第1項、第32条の8第1項、第32条の8の2第3項、条例第32条の8の5第1項（条例第32条の8の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条の8の9第2項及び第32条の8の10第1項関係
4	市民税・府民税納税通知書兼 納付書	市税条例第37条の10第1項関係
5	市民税・府民税・森林環境税 の納税通知書・税額変更通知 書	市税条例第4条第2項（個人の市民税に係るものに限る。）関係
6	法人等の市民税更正・決定通 知書	市税条例第32条の11第1項関係
7	過少申告・不申告・重加算金 額決定通知書	市税条例第37条の9の2第1項 関係
8	固定資産税・都市計画税納税 通知書	市税条例第4条第2項（固定資産 税及び都市計画税に係るものに 限る。）及び第53条第1項関係
9	固定資産税の税額変更通知書	市税条例第4条第2項（固定資産 税に係るものに限る。）関係
10	軽自動車税納税通知書兼納付 書兼納税証明書（口座振替分 を除く。）	市税条例第73条関係
11	軽自動車税納税通知書（口座 振替分用）	市税条例第73条関係
12	軽自動車税の税額変更通知書	市税条例第4条第2項（軽自動車

		税に係るものに限る。) 関係
1 3	市たばこ税納税通知書兼納付書	市税条例第 8 7 条ただし書関係
1 4	更正・決定通知書	市税条例第 9 3 条第 1 項関係
1 5	過少申告・不申告・重加算金額決定通知書	市税条例第 9 4 条の 2 第 1 項関係
1 6	入湯税更正・決定通知書	市税条例第 1 8 1 条第 1 項関係
1 7	入湯税加算金額の決定通知書	市税条例第 1 8 3 条第 1 項関係
1 8	事業所税更正・決定通知書	市税条例第 2 0 2 条第 1 項関係
1 9	事業所税加算金額の決定通知書	市税条例第 2 0 4 条第 1 項関係
2 0	納入通知書	市税条例第 2 0 条第 2 項、第 2 8 条の 3 第 2 項、第 3 7 条の 7 第 2 項、第 4 8 条第 2 項、第 6 0 条第 2 項、第 7 5 条第 2 項、第 9 0 条の 2 第 2 項、第 1 3 2 条第 2 項、第 1 3 8 条の 2 第 2 項、第 1 8 9 条第 2 項、第 1 9 7 条第 2 項及び第 2 0 0 条第 2 項関係
2 1	宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書	京都市宿泊税条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 1 項関係

附 則（令和 7 年 1 2 月 2 2 日）

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

1 税額変更通知書

年度分 税額変更通知書

様	年 月 日
	京都市長 印

あなたの 年度分の 税の税額を下記のとおり変更したので通知します。			
税額変更に係る税額	税 目	定期分 随時分	月 調 定 税
	税 額	変 更 前	円
		変 更 後	円
		差引増・ 減(△)額	円
	直ちに納付すべき不足税額		円
	延 滞 金 額		納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による指定納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年 ^{じゅん} の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
	税額変更の内容	課 税 標 準	変 更 前
変 更 後			円
差引増・ 減(△)額			円
変 更 理 由			
指定納期限	年 月 日		

備考 この様式の裏面に、様式第3号1の裏面に準じて賦課の根拠等を記載すること。

注 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 更正・決定通知書

更 正 通 知 書
決 定

様	年 月 日
	京都市長 印

☐ 第1項 ☐ 第2項 ☐ 第3項 ☐ 地方税法第480条 ☐ 京都市市税条例第4条第1項				の規定により、あなたの		税の税額を下記のとおり		☐ 更正 ☐ 決定		したので通知します。		
更正・決定 の内容	税 目		年度・期(月)分又は事業年度				税					
	課 税 標 準	既に申告された金額		円				申 告 区 分				
								申告				
		更 正 決 定 による金額						円				
			差 引 増 ・ 減 (△) 額						円			
更 正 決 定 し た 理 由												
更正・決定 により納付 (納入)すべき金額	税 額	既に申告された金額(ア)						円				
		更 正 決 定 による金額(イ)						円				
		差 引 増 ・ 減 (△) 額						円				
	不 足 税 額 (ア)－(イ)						円					
	不 足 税 額 に 係 る 延 滞 金		納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による指定納付(納入)期限までの期間又はその納付(納入)期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年 ^{じゆん} の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。									
	加算金	過 少 申 告 加 算 金 額						円				
		不 申 告 加 算 金 額						円				
重 加 算 金 額						円						
不 足 税 額 等 の 指 定 納 付 (納 入) 期 限			年 月 日									

注 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

(第1面)

年度 市民税・府民税
森 林 環 境 税 納税通知書兼税額決定通知書

様					
納税者	納税者コード				様
	区	学区	町	氏 名	

年 月 日

京都市長 印



年 税 額	内給与特別徴収税額	内年金特別徴収税額	内 普 通 徴 収 税 額
円	円	円	円
所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額			円

今年度に普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期 別	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
納 付 額	円	円	円	円
充 当 額	円	円	円	円
充当後納付額	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

今年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴 収 月	年 4 月	年 6 月	年 8 月
仮 特 別 徴 収 税 額 (注)	円	円	円
徴 収 月	年 10月	年 12月	年 2 月
特 別 徴 収 税 額	円	円	円

注 昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知したこの仮特別徴収税額を、特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類

公的年金の支払者の名称	
公的年金の支払者の法人番号	
公 的 年 金 の 種 類	

来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

徴 収 月	年 4 月	年 6 月	年 8 月
仮 特 別 徴 収 税 額 (注)	円	円	円

注 本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者がこの仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

備考1 この様式の裏面に、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市民税及び府民税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に採られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細書(1)

所得金額

種 類			所 得 金 額
総 所 得			円
(内給与所得)			円
(内年金所得)			円
山 林 ・ 退 職 所 得			円
分 離 課 税 の 所 得	短 期 譲 渡	一 般	円
		軽 減	円
	長 期 譲 渡	一 般	円
		特 定	円
		軽 課	円
	一 般 株 式 等 の 譲 渡		円
	上 場 株 式 等 の 譲 渡		円
	上 場 株 式 等 の 配 当 等		円
	先 物 取 引		円
総 所 得 金 額 等 の 合 計 額			円

所得控除額

種 類	所 得 控 除 額
雑 損 控 除	円
医 療 費 控 除	円
社 会 保 険 料 控 除 等	円
生 命 保 険 料 控 除	円
地 震 保 険 料 控 除	円
障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生控除	円
配 偶 者 控 除	円
配 偶 者 特 別 控 除	円
扶 養 控 除	円
基 礎 控 除	円
所 得 控 除 額 の 合 計	円

控対配		扶養親族					扶養障害			本人該当				本人障害	
一般	老人	特定	内同居	老人	16歳未満	その他	内同居	特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	未成年	特別	その他

年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細書(2)

課税標準額と算出所得割

所得の種類	課税標準額	算出所得割	
		市民税	府民税
ア 総所得	円	円	円
イ 山林・退職所得	円		
ウ 分離短期譲渡所得	円	円	円
エ 分離長期譲渡所得	円	円	円
オ 株式等の譲渡所得	円	円	円
カ 上場株式等の配当所得等	円	円	円
キ 先物取引の雑所得等	円	円	円

税額控除等

	市民税	府民税
調整控除	円	円
配当控除	円	円
住宅借入金等特別税額控除	円	円
寄附金税額控除	円	円
外国税額控除	円	円
調整額	円	円

配当割額又は株式等譲渡所得割額

円

減免税額(市民税+府民税)

均等割

所得割

円

円

市民税・府民税・森林環境税の計算

	市民税	府民税
① 算出所得割合計(ア～キの合計)	円	円
② 税額控除額	円	円
③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額	円	円
④ 所得割額(①－②－③)	円	円
⑤ 均等割額	円	円
⑥ 計(④+⑤)	円	円
⑦ 森林環境税		
⑧ 年税額(市民税+府民税+森林環境税)	円	
⑨ 所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	円	

4 市民税・府民税納税通知書兼納付書

年 市民税の納税通知書 府民税の通知書 〔分離課税に係る所得割分〕		戸番	公		口座番号	加入者名	京都市会計管理者				
					市区町村コード						
納税者様	送付先又は納税管理人様	税額									
		千	百	十	万	千	百	十	円		
		上記の明細									
		区分	退職所得控除後の退職手当等の金額	税額①	既に徴収された又は徴収されるべき額②	不足額①－②					
		市民税	円	円	円	円					
		府民税									
		計									
		納期限	年 月 日								
年分 市民税 府民税 の領収証書											
		税額									
		千	百	十	万	千	百	十	円		
		延滞金									
		合計									
		上記の金額を領収しました。 〔証券による納付の場合、証券金額の支払がなかったときは、この領収証書は、失効します。〕 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者					受入日付印				

上記によって、納期限までに納めてください。

年 月 日

京都市長 印

備考1 この様式の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律及び条例
なかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある
すること。

2 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記によって、納期限までに納めて
記の納期限にかかわらず 年 月 日までに納めてください。」と記載す

②

口座 番号		加 入 者 名	京 都 市 会 計 管 理 者
		市区町村 コード	

年分 市民税 の領収済 (分離課税
府民税 通知書 に係る所
得割分)

納税者

納税管理人

税 額	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金								
合 計								

(納期限 年 月 日)

上記の金額を収納したので通知します。

(宛先)京都市長

受入日付印

京 都 市 指 定 金 融 機 関
京 都 市 収 納 代 理 金 融 機 関
京 都 市 区 会 計 管 理 者

②

口座 番号		加 入 者 名	京 都 市 会 計 管 理 者
		市区町村 コード	

年分 市民税 の納付書
府民税

納税者

納税管理人

税 額	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金								
合 計								

(納期限 年 月 日)

上記の金額を納付します。

日 計

受入日付印

口
数

金
額

千 百 十 万 千 百 十 円

の規定、分離課税に係る所得割の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付し
場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載

ください。」に替えて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上
ること。

様

納税者

区

学区

町

氏名

期別

随時()月分

第1期分

第2期分

第3期分

納期

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

期別

第4期分

随時()月分

随時()月分

過年度随時()月分

納期

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年度

市民税

府民税 納税通知書・税額変更通知書

森林環境税

あなたの市民税・府民税・森林環境税の税額を下記のとおり決定・変更しましたので通知します。

年 月 日

京都市長

納税者コード

区

学区

町

氏名

納税者

区

学区

町

氏名

期別

随時()月分

第1期分

第2期分

第3期分

納期

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

期別

第4期分

随時()月分

随時()月分

過年度随時()月分

納期

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日から
年 月 日まで

課税標準等及び所得控除の内訳等

課税標準等	区 分	総所得金額等の合計額		所得控除の額の合計額	課 税 標 準 等										課税山林・退職所得金額
					課税総所得金額	分離課税の土地等の課税事業所得等の金額	分離課税の課税譲渡所得金額		株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る配当所得等の金額	先物取引に係る課税雑所得等の金額				
		短 期	長 期	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
		変更前	円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
変更後	円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			

所得控除の内訳等	区 分	雑 損 控 除	医 療 費 控 除	社会保険料控除等	生命保険料控除	地震(損害)保険料控除	配偶者特別控除	基礎控除	控対配		扶養親族			扶養障害			本人障害		寡婦・寡夫	寡婦(特別)	ひとり親	勤労学生	均 等 割	減免割合				
									一般	老人	特定	内同居	老人	16歳未満	その他	内同居	特別	その他							未成年	特別	その他	
											人	人	人	人	人	人	人	人										
									変更前	円		人	人	人	人	人	人	人										
決定額	円							円														割減	割減					
変更後								円																				

税額控除の内訳等

区分	調整控除	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除等	配当割額又は株式等譲渡所得割額	森林環境税			
							区分	③森林環境税		
							変更前	円		
変更前	市民税	円	円	円	円	円	決定額	円		
決定額	府民税	円	円	円	円	円	変更後	円		
変更後	市民税	円	円	円	円	円	増・減(一)	円		
決定額	府民税	円	円	円	円	円				

算出税額

区分	① 市民税			② 府民税			年 税 額		
	均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	内特別徴収税額		内普通徴収税額
	円	円	円	円	円	円	円	年金給与	円
変更前	円	円	円	円	円	円	円	年金給与	円
決定額	円	円	円	円	円	円	円	年金給与	円
変更後	円	円	円	円	円	円	円	年金給与	円
増・減(一)	円	円	円	円	円	円	円	年金給与	円

今年度に普通徴収の方法によって徴収する税額(期別税額)

区分	随時()月分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時()月分	随時()月分	過年度随時()月分	所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
	納付額	円	円	円	円	円	円	円	円
変更前	充当額	円	円	円	円	円	円	円	円
決定額	充当後納付額	円	円	円	円	円	円	円	円
変更後	納付額	円	円	円	円	円	円	円	円
決定額	充当額	円	円	円	円	円	円	円	円
変更後	充当後納付額	円	円	円	円	円	円	円	円
増・減(一)	円	円	円	円	円	円	円	円	円

今年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

区分	年4月	年6月	年8月	年10月	年12月	年2月
変更前	円	円	円	円	円	円
決定額・変更後	円	円	円	円	円	円
増・減(一)	円	円	円	円	円	円

公的年金から特別徴収を行う支払者の名称及び年金の種類

支払者の名称	変更前	
	決定・変更後	法人番号
年金の種類	変更前	
	決定・変更後	

来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

区分	年4月	年6月	年8月
変更前	円	円	円
決定額・変更後	円	円	円
増・減(一)	円	円	円

注 公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者がこの仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。(ただし、過年度分はこれに該当しません。)

備考1 この様式の裏面に、変更の理由、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市民税及び府民税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に採られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

所在地	
法人名	
代表者	

法人等の市民税		更正 決定		通知書	
第 号		年度			
更正決定に係る事業年度又は連結事業年度					
年 月 日 から 年 月 日 まで					
税務官署 の 処 理	年 月 日		区 分		番 号

管 理 番 号	
---------	--

更正(決定) の 理 由

区 分	申告調査年月日	課税標準となる法人税額		分割基準	分割後の課税標準と なる法人税額		税 率	法 人 税 割 額				控 除 額 等				差引法人税割額				算定 期間	均 等 割 額				調定年月
			千円			千円	100				円				円				12				円		
							100				円				円				12						
							100												12						
差引額												控除額等について、 +の場合は加算額、 △の場合は控除額を 表します。				①					②				

③	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとします。以下「納期限」といいます。)の翌日から納付の日までの期間(法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間を除く。)の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))で計算した金額(注)「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する
不足税額に 対する延滞金	
この通知書により 納付すべき額	① + ② + ③
指定納期限	年 月 日

地方税法第321条の11及び京都市市税条例第32条の11第1項の規定により、上記及び左記のとおり 更正(決定) したので通知します。
当該 更正(決定) に係る不足税額及び延滞金は、指定納期限までに納付書によって納めてください。
この処分について不服がある場合は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(納税の取扱場所) 京都市指定金融機関
京都市収納代理金融機関

年 月 日 京都市長

注1 法人名の欄は、各特定信託の各計算期間の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については特定信託の名称を併記しています。
注2 法人税法上の連結法人の場合、事業年度とあるのは連結事業年度若しくは事業年度と、法人税額とあるのは個別帰属法人税額とそれぞれ読み替えます。

7 過少申告・不申告・重加算金額決定通知書

過少申告
不申告 加算金額決定通知書
重

納税者又は特別徴収義務者 様	年 月 日	第 号
京 都 市 長 印		

地方税法第 条の の規定により、下記のとおり過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を決定したので、 年 月 日までに別紙納付(納入)書により納付(納入)してください。				
税 目	年 度	納付(納入)期(月)の別		加 算 金 決 定 額
税	年度	第 期分 月分		円
加 算 金 の 種 別		加算金額算定の基礎となる税額	加 算 金 の 算定率	加 算 金 額
過少申告加算金	通 常 分	円	$\frac{10}{100}$	円
	加 重 分		$\frac{5}{100}$	
不申告加算金	15 % 適 用 分		$\frac{15}{100}$	
	加 重 分		$\frac{5}{100}$	
	5 % 適 用 分		$\frac{5}{100}$	
重 加 算 金	35 % 適 用 分		$\frac{35}{100}$	
	40 % 適 用 分		$\frac{40}{100}$	
決 定 の 理 由				

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

8 固定資産税・都市計画税納税通知書
(土地及び家屋分)

年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 納税通知書

様	下記によって、各納期の納期内に納めてください。			
	年 月 日			
	京都市長 印			
	納 税 者 コ ー ド	区	学 区	町 氏 名
物 件 区				
納 税 者				
共 有 者				

課 税 標 準 額	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
土 地 (共 用 土 地)	円	円
土 地		
家 屋		
合 計		

税 額	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
算 出 税 額	円	円
減 額 ・ 減 免 税 額		
徴 収 猶 予 税 額		
年 税 額		

年 税 額 合 計	円
-----------	---

期 別	納 期 限	納 付 額
第 1 期 分	年 月 日	
第 2 期 分	年 月 日	
第 3 期 分	年 月 日	
第 4 期 分	年 月 日	

備考 1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、固定資産税及び都市計画税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考 2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

(土地及び家屋随時分用)

年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)納税通知書

様	あなたの 年度分の固定資産税及び都市計画税の税額を下記のとおり決定しましたので通知します。				
	年 月 日				
	京都市長 印				
納税者コード	区	学区	町	氏名	
納税者	様				

変更理由	
------	--

課税標準額						
区分	固定資産税			都市計画税		
	変更前	変更後	差引増減	変更前	変更後	差引増減
土地	円	円	円	円	円	円
家屋						
合計						

税額						
区分	固定資産税			都市計画税		
	変更前	変更後	差引増減	変更前	変更後	差引増減
算出税額	円	円	円	円	円	円
減額・減免税額						
徴収猶予税額						
年税額						

年税額合計	変更前	変更後	差引増減
	円	円	円

期別	納期	納付額		
		変更前	変更後	差引増減
随時分(月調定)	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円
第 1 期 分	年 月 日から 年 月 日まで			
第 2 期 分	年 月 日から 年 月 日まで			
第 3 期 分	年 月 日から 年 月 日まで			
第 4 期 分	年 月 日から 年 月 日まで			
月更正随時分	年 月 日から 年 月 日まで			
過年度随時分	年 月 日から 年 月 日まで			

備考1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、固定資産税及び都市計画税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

(償却資産分)

年度 固定資産税 (償却資産) 納税通知書

様	下記によって、各納期の納期内に納めてください。			
	年 月 日			
	京都市長 印			
	納 税 者 コ ー ド	区	学 区	町 氏 名
物 件 区				
納 税 者	様			

課 税 標 準 額	
償 却 資 産	円

税 額	
算 出 税 額	円
減 額 ・ 減 免 税 額	

年 税 額	円
-------	---

期 別	納 期	納 付 額
第 1 期 分	年 月 日から 年 月 日まで	
第 2 期 分	年 月 日から 年 月 日まで	
第 3 期 分	年 月 日から 年 月 日まで	
第 4 期 分	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考 2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

(償却資産随時分用)

						様
納税者	納 税 者 コ ー ド				物 件 区	様
	区	学区	町	氏 名		

変更理由	
------	--

年度固定資産税(償却資産)の納税通知書
あなたの 年度分の固定資産税の税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
年 月 日

京都市長 印

期 別	月 随 時 分	第 2 期 分	第 3 期 分
納 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
期 別	第 4 期 分	月更正随時分	過年度随時分
納 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

課税標準額	区 分	固 定 資 産 税							
				償 却 資 産					
	変 更 前			円					
	変 更 後								
	差引増減								
税 額	区 分	固定資産税		減額・減免分固定資産税					
	変 更 前	円		円					
	変 更 後								
	差引増減								
	区 分	年 税 額	月随時分	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分	月更正随時分	過年度随時分
	変 更 前	円	円	円	円	円	円	円	円
	変 更 後								
	差引増減								

備考1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

9 固定資産税の税額変更通知書
(固定資産税(土地・家屋)・都市計画税用)

年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)税額変更通知書

様	あなたの 年度分の固定資産税及び都市計画税の税額を下記のとおり変更しましたので通知します。			
	年 月 日			
	京都市長 印			
納税者コード	区	学区	町	氏名
納税者	様			

変更理由	
------	--

課税標準額						
区分	固定資産税			都市計画税		
	変更前	変更後	差引増減	変更前	変更後	差引増減
土地	円	円	円	円	円	円
家屋						
合計						

税額						
区分	固定資産税			都市計画税		
	変更前	変更後	差引増減	変更前	変更後	差引増減
算出税額	円	円	円	円	円	円
減額・減免税額						
徴収猶予税額						
年税額						

年税額合計	変更前	変更後	差引増減
	円	円	円

期別	納期	納付額		
		変更前	変更後	差引増減
随時分(月調定)	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円
第1期分	年 月 日から 年 月 日まで			
第2期分	年 月 日から 年 月 日まで			
第3期分	年 月 日から 年 月 日まで			
第4期分	年 月 日から 年 月 日まで			
月更正随時分	年 月 日から 年 月 日まで			
過年度随時分	年 月 日から 年 月 日まで			

備考1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、固定資産税及び都市計画税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

(固定資産税(償却資産)用)

						様
納税者	納 税 者 コ ー ド				物 件 区	様
	区	学区	町	氏 名		

変更理由	
------	--

年度固定資産税(償却資産)の税額変更通知書
あなたの 年度分の固定資産税額を下記のとおり変更しましたので
通知します。
年 月 日
京都市長 印

期 別	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分
納 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
期 別	第 4 期 分	月更正随時分	過年度随時分
納 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

課税標準額	区 分	固 定 資 産 税							
				償 却 資 産					
	変 更 前			円					
	変 更 後								
	差引増減								
税 額	区 分	固定資産税		減額・減免分固定資産税					
	変 更 前	円		円					
	変 更 後								
	差引増減								
	区 分	年 税 額	月随時分	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分	月更正随時分	過年度随時分
	変 更 前	円	円	円	円	円	円	円	円
	変 更 後								
	差引増減								

備考1 賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

10 軽自動車税納税通知書兼納付書兼納税証明書（口座振替分を除く。）

㊤ 領 収 済 通 知 書

口座 番号		加 入 者 名	京都市会計管理者	市 町 村 コ ー ド					
----------	--	------------	----------	----------------	--	--	--	--	--

年度 軽 自 動 車 税（種別割）

税目 コード	納 税 者 コ ー ド				整理 番号	調定 年度	年度 相当	調定 月	期
	区	学 区	町	氏 名					
納 税 者									

(宛先)京都市長

領収日付印

右記の金額を収納した
ので通知します。

京都市指定金融機関
京都市収納代理金融機関
京都市区会計管理者

納 期 限	年 月 日
税 額	円
延 滞 金	円
合 計	円

(京都市・CVS本部保管)

㊤ 納 付 書

口 座 番 号		加 入 者 名	京都市会計管理者
		市 町 村 コ ー ド	

年度 軽自動車税（種別割）

納 期 限					
年 月 日					
税目 コード	納 税 者 コ ー ド				整 理 番 号
	区	学 区	町	氏 名	

税 額	円
延 滞 金	円
合 計	円

上記の金額を納付します。

領収日付印

(受付局・CVS保管)

備考1 この様式の裏面に、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、課税客体、税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付し
の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

㊤ 領 収 証 書

口座 番号		加 者	入 名	京都市会計管理者			
		市 区 町 村 コ ー ド					

年度 軽自動車税（種別割）

納 期 限					
年 月 日					
税 目 コ ー ド	納 税 者 コ ー ド				整 理 番 号
	区	学 区	町	氏 名	
様					
		税 額	円		
		延 滞 金	円		
		合 計	円		

上記の金額を領収しました。

〔証券による納付の場合、
証券金額の支払がなかった
ときは、この領収証書は、
失効します。〕

領収日付印

（納税者保管）

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

納 税 者					様				
納 税 者 コ ー ド					整 理 番 号	車 種 コ ー ド	車 種 補 助 コ ー ド	初 度 検 査 年 月	
区	学区	町	氏名						
車両番号 又は標識 番 号					税 額		円		
納 期 限		年 月 日							

上記によって、納期内に納めてください。

年 月 日

京都市長 印

年度
軽自動車税（種別割）納税証明書
（継続検査用）
車両番号

上記の軽自動車等に係る軽
自動車税（種別割）は、滞納が
ないことを証明します。

京都市長 印

公印を抹消したもの、金融機
関等の領収日付印がないもの
及び記載事項を訂正したもの
は、無効です。

有 効
期 限

年 月 日

領収日付印

（納税者保管）

なかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合

11 軽自動車税納税通知書（口座振替分用）
年度 軽自動車税納税通知書

								様
納 税 者								様
納 税 者 コ ー ド				整理番号	車 種 コ ー ド	車種補助 コ ー ド	初度検査 年 月	
区	学 区	町	氏 名					
車両番号又は標識 番号				税 額	円			
納 期 限		年 月 日						

上記によって、納期内に納めてください。

年 月 日

京都市長 印

備考1 この様式の裏面に、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、課税客体、税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

12 軽自動車税の税額変更通知書

年度分 軽自動車税の税額変更通知書

様	年 月 日
	京都市長 印

あなたの軽自動車税の税額を下記のとおり変更したので通知します。

納 税 者 コ ー ド				整 理 No.
区	学 区	町	氏 名	
変 更 前 の 税 額		変 更 後 の 税 額		差 引 増 減 額
円		円		円
税 額 変 更 の 内 容	期 別	☐ 定期分 ☐ 随時分(月調定)		
	種 別	車両番号又は標識番号		増 減 税 額
	変 更 理 由			
	変更理由の生じた日	年 月 日		

注 該当する□には、レ印がしてあります。

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

13 市たばこ税納税通知書兼納付書



年度市たばこ税の納税 通知書	戸 番

口座 番号		加 入 者 名	京 都 市 会 計 管 理 者
		市区町村 コード	

納 税 者		様
納 付 先		様
上記によって、納期限内に納めてくだ さい。		
年 月 日		
京都市長 [印]		

課 税 標 準	税 率	税 額
本	1,000	円
納期	年 月 日から 年 月 日まで	

年度 市たばこ税

月分の 領収証書

税 額	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金								
合 計								
(納期限 年 月 日) 上記の金額を領収しました。						受 入 日 付 印		
(証券による納付の場合、証 券金額の支払がなかった ときは、この領収証書は、 失効します。)								
京 都 市 指 定 金 融 機 関 京 都 市 収 納 代 理 金 融 機 関 京 都 市 区 会 計 管 理 者								

備考 この様式の裏面に、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税の取扱場所、
記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とす

公

口座 番号		加 入 者 名	京 都 市 会 計 管 理 者
		市区町村 コード	

年度 市たばこ税

月分の 領収済通知書

納税者

税 額	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金								
合 計								
(納期限 年 月 日)								
上記の金額を収納したので通知します。								
(宛先)京都市長								受 入 日付印
京 都 市 指 定 金 融 機 関								
京 都 市 収 納 代 理 金 融 機 関								
京 都 市 区 会 計 管 理 者								

公

口座 番号		加 入 者 名	京 都 市 会 計 管 理 者
		市区町村 コード	

年度 市たばこ税

月分の 納 付 書

納税者

税 額	千	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金								
合 計								
(納期限 年 月 日)								
上記の金額を納付します。								
日 計								受 入 日付印
口 数								
金 額	千	百	十	万	千	百	十	

納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びにこの納税通知書の
べき者、出訴期間等を記載すること。

更 正 決 定 通 知 書

様	年 月 日
	京都市長 印

☐ 第1項 ☐ 第2項 ☐ 第3項 ☐ 地方税法第480条 ☐ 京都市市税条例第4条第1項				の規定により、あなたの		税の税額を下記のとおり		☐ 更正 ☐ 決定		したので通知します。		
更正・決定 の内容	税 目		年度・期(月)分又は事業年度				税					
	課 税 標 準	既に申告された金額		円				申 告 区 分				
								申告				
		更 正 決 定 による金額						円				
			差 引 増 ・ 減 (△) 額						円			
更 正 決 定 し た 理 由												
更正・決定 により納付 (納入)すべき金額	税 額	既に申告された金額(ア)						円				
		更 正 決 定 による金額(イ)						円				
		差 引 増 ・ 減 (△) 額						円				
	不 足 税 額 (ア)－(イ)						円					
	不 足 税 額 に 係 る 延 滞 金		納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書による指定納付(納入)期限までの期間又はその納付(納入)期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年 ^{じゆん} の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。									
	加算金	過 少 申 告 加 算 金 額						円				
		不 申 告 加 算 金 額						円				
		重 加 算 金 額						円				
不 足 税 額 等 の 指 定 納 付 (納 入) 期 限			年 月 日									

注 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

15 過少申告・不申告・重加算金額決定通知書

過少申告
不申告 加算金額決定通知書
重

納税者又は特別徴収義務者 様	年 月 日	第 号
京 都 市 長		印

地方税法第 条の の規定により、下記のとおり過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を決定したので、 年 月 日までに別紙納付(納入)書により納付(納入)してください。				
税 目	年 度	納付(納入)期(月)の別		加 算 金 決 定 額
税	年度	第 期分 月分		円
加 算 金 の 種 別		加算金額算定の基礎となる税額	加 算 金 の 算定率	加 算 金 額
過少申告加算金	通 常 分	円	$\frac{10}{100}$	円
	加 重 分		$\frac{5}{100}$	
不申告加算金	15 % 適 用 分		$\frac{15}{100}$	
	加 重 分		$\frac{5}{100}$	
	5 % 適 用 分		$\frac{5}{100}$	
重 加 算 金	35 % 適 用 分		$\frac{35}{100}$	
	40 % 適 用 分		$\frac{40}{100}$	
決 定 の 理 由				

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

入湯税 更正・決定通知書

指 定 番 号		地方税法第 条の の規定に	
特別徴収義務者	住所又は所在地		より、下記のとおり更正・決定したので、 通知します。 年 月 日 京都市長 印
	氏名又は名称		
	様		
申告対象年月		年 月徴収分	
申告年月日		年 月 日	
更正・決定等の理由			
区 分		課税標準となる入湯客数	税 率
宿泊客	更正・決定の額 ①	人	150 円
	既に納入の確定した入湯税額 ②		150
	この通知書により納入すべき入湯税額(①－②) ③		150
日帰り客	更正・決定の額 ④		100
	既に納入の確定した入湯税額 ⑤		100
	この通知書により納入すべき入湯税額(④－⑤) ⑥		100
この通知により納入すべき入湯税額 (③ + ⑥)			⑦
加算金額	区 分	基礎となる税額	算定率
	過少申告加算金額	通常分	円
		加重分	100
	不申告加算金額	通常分	100
		加重分	100
	重 加 算 金 額		100
納 入 す べ き 加 算 金 額		⑧	
不足税額に対する延滞金	⑨	京都市市税条例第180条第3項の申告納入期限（以下「納期限」といいます。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1、000円未満の端数があるとき、又はその金額が2、000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））で計算した金額 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。	
この通知により納入すべき額 (⑦+⑧+⑨)		円	指定納期限 令和 年 月 日

1 更正・決定に係る増加税額、加算金額及び延滞金は指定納付期限までに、納付書により納付してください。

2 この処分不服がある場合には、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

入湯税 加算金額の決定通知書

指 定 番 号		地方税法第701条の12第2項及び第6項の規定			
特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地		により、下記のとおり加算金額を決定した		
	氏名又は名称		ので、通知します。		
	様		年 月 日		
申告対象年月		年 月 徴収分			
申告年月日		年 月 日			
更正・決定等の理由		納入申告書の提出期限後にその提出があったため			
区 分			課税標準となる 入湯客数	税 率	入 湯 税 額
宿 泊 客	更 正 ・ 決 定 の 額 ①		人	150 円	円
	既 に 納 入 の 確 定 し た 入 湯 税 額 ②			150	
	この通知書により納入すべき入湯税額(①－②) ③			150	
日 帰 り 客	更 正 ・ 決 定 の 額 ④			100	
	既 に 納 入 の 確 定 し た 入 湯 税 額 ⑤			100	
	この通知書により納入すべき入湯税額(④－⑤) ⑥			100	
こ の 通 知 に よ り 納 入 す べ き 入 湯 税 額 (③ + ⑥)				⑦	
加 算 金 額	区 分		基 礎 と な る 税 額	算 定 率	加 算 金 額
	過少申告加算 金額	通常分	円	100	円
		加重分		100	
	不申告加算金 額	通常分		100	
		加重分		100	
	重 加 算 金 額			100	
納 入 す べ き 加 算 金 額			⑧		
不足税額 に対する 延滞金	⑨	京都市市税条例第180条第3項の申告納入期限（以下「納期限」といいます。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））で計算した金額 なお、指定納期限までの延滞金は、円です。			
この通知により納入すべき額 (⑦+⑧+⑨)		円	指定納期限	年 月 日	

- 1 更正・決定に係る増加税額、加算金額及び延滞金は指定納付期限までに、納付書により納付してください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

事業所税 更正 通知書

納税者コード		地方税法第701条の58の規定により、下記のとおり更正したので通知します。					
納税者	住所又は所在地	年 月 日					
	氏名又は名称	京都市長 印					
算定期間		年 月 日から 年 月 日まで		更正・決定等の理由			
申告年月日		年 月 日					
区 分		課税標準となる額又は面積	算出税額	減免税額	納付すべき税額		
資産割	既に納付の確定した税額	円	円	円	円		
	更正・決定等の額						
	差引増減(△)額						
従業者割	既に納付の確定した税額	円	円	円	円		
	更正・決定等の額						
	差引増減(△)額						
差引増減(△)額の合計			円	円	円		
加算金額	区分		基礎となる税額	算定率	加算金額	指定納期限	年 月 日
	過少申告加算金額	通常分	円	100	円	不足税額に対する延滞金 地方税法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の申告納付期限(以下「納期限」といいます。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))で計算した金額 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。	
		加重分	円	100	円		
	不申告加算金額	通常分	円	100	円		
		加重分	円	100	円		
		加重分	円	100	円		
	重加算金額	通常分	円	100	円		
		加重分	円	100	円		
納付すべき加算金額				円			

1 更正・決定に係る増加税額、加算金額及び延滞金は指定納付期限までに、納付書により納付してください。

2 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

(決定通知書)

税市法第 号

事業所税 決定 通知書

納税者コード		地方税法第701条の58の規定により、下記のとおり更正したので通知します。									
納税者	住所又は所在地					年 月 日					
	氏名又は名称										
		様					京都市長	印			
算定期間		年 月 日から					更正・決定等の理由				
		年 月 日まで									
申告年月日		年 月 日									
区 分		課税標準となる額又は面積		算出税額		減免税額		納付すべき税額			
資産割	既に納付の確定した税額		円		円		円		円		
	更正・決定等の額										
	差引増減(△)額										
従業者割	既に納付の確定した税額		円		円		円		円		
	更正・決定等の額										
	差引増減(△)額										
差引増減(△)額の合計					円		円		円		
	区分		基礎となる税額		算定率	加算金額		指定納期限		年 月 日	
加算金額	過少申告加算金額	通常分	円		— 100	円		不足税額に対する延滞金	地方税法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の申告納付期限(以下「納期限」といいます。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))で計算した金額 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。		
		加重分	円		— 100	円					
	不申告加算金額	通常分	円		— 100	円					
		加重分	円		— 100	円					
	重加算金額		円		— 100	円					
	納付すべき加算金額					円					

1 更正・決定に係る増加税額、加算金額及び延滞金は指定納付期限までに、納付書により納付してください。

2 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

事業所税 加算金額の決定通知書

〒

様

納税者コード

地方税法第 条の の規定により、下記のとおり加算金額を決定しましたので通知します。

年 月 日

京都市長

記

算 定 期 間			年 月 日 から 年 月 日 まで		
申 告 年 月 日			年 月 日		
	区 分		基 礎 と な る 税 額	算 定 率	加 算 金 額
加 算 金 額	過少申告	通常分	円	1 0 0 分の	円
	加算金額	加重分	円	1 0 0 分の	円
	不申告	通常分	円	1 0 0 分の	円
	加算金額	加重分	円	1 0 0 分の	円
	重 加 算 金 額		円	1 0 0 分の	円
	納 付 す べ き 加 算 金 額				円
理 由					

- 1 加算金額は、納付書により納付してください。（指定納付期限 年 月 日）
- 2 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（お問合せ先）

20 納入通知書

納入通知書		公	
	様	口座 番号	
		加 入 者 名	京都市会計管理 者
		市区町村 コード	
		領 収 証 書	
		年度	
		款	
		項	
		目	
		節	
		細節	
		金 額	円
		(納期限 年 月 日)	
		上記の金額を領収しました。	
		〔証券による納入の場合、証券金額の支払 がなかったときは、この領収証書は、失 効します。〕	
		京都市長	印
京 都 市 指 定 金 融 機 関			
京都市収納代理金融機関			
京 都 市 区 会 計 管 理 者			

備考 この様式の裏面に、納入の取扱場所並びにこの通知書の記載事項に不服がある場合と。

公

口座 番号		加 入 者 名	京都市会計管理 者
		市区町村 コード	

領収済通知書
年度

住所（所在地）

氏名（名 称）

款		
項		
目		
節		
細節		
金 額	円	
所 属		局(区) 月 課
(納期限 年 月 日)		
上記の金額を収納したので通知し ます。		
(宛先) 京都市長	受 入 日付印	
京 都 市 指 定 金 融 機 関		
京都市収納代理金融機関		
京 都 市 区 会 計 管 理 者		

公

口座 番号		加 入 者 名	京都市会計管理 者
		市区町村 コード	

原 府
年度

住所（所在地）

氏名（名 称）

款		
項		
目		
節		
細節		
金 額	円	
日 計		受 入 日付印
口 数		
金	円	
額		

における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載するこ

更 正 ・ 決 定
宿 泊 税 通 知 書
加算金額の決定 第 号

指 定 番 号		地方税法第 条第 項の規定により、 下記のとおり 更 正 ・ 決 定 した の で 、 加算金額を決定 通知します。 年 月 日 京都市長 印			
特別徴収義務者	様				
更 正 ・ 決 定 等 の 理 由					
区 分	更 正 ・ 決 定 の 額			既に納入の 確定した 宿泊税額	差 引 増 減 額
	宿 泊 数	税 率 円	税 額 円	円	円
年 月 分					
小 計					
こ の 通 知 に よ り 納 入 す べ き 宿 泊 税 額				①	
加 算 金 額	区 分		基礎となる税額 円	算 定 率	加 算 金 額 円
	過 少 申 告 加 算 金 額	通 常 分		/100	
		加 重 分		/100	
	不 申 告 加 算 金 額	通 常 分		/100	
		加 重 分		/100	
	重 加 算 金 額			/100	
	納 入 す べ き 加 算 金 額				②
不足税額 に対する 延滞金	③	京都市宿泊税条例第12条第1項の申告納入期限(以下「納期限」といいます。)の翌日から納入の日 までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満で あるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 パーセント(納期限の翌日から指定納 期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 パー セント)の割合(年 月 日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が 年 パーセントの割合に満たない場合は、年 パーセントの割合にあつてはその年における延滞 金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合、年 パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 パーセ ントの割合を超える場合には、年 パーセントの割合))で計算した金額。この場合における年当た りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。			
この通知により納入すべき額		①+②+③		指 定 納 期 限	年 月 日

注 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

備考

1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 「不足税額に対する延滞金」欄及び「注」欄については、更正・決定については記載するが、加算金額の決定については記載しない。